

公共事業に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。
また、両交付金制度については、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。
特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充すること。
4. 所有者を特定することが困難な土地については、公共事業や農地・林地の集約化等の阻害要因となっていることから、地域の実情に応じた適切な利用や管理ができるよう必要な法整備を図ること。
あわせて、相続登記を義務化するなど、相続登記のあり方についても検討を行うこと。
5. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ、農地の納税猶予制度の拡充など税制上の優遇措置を充実すること。
6. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な措置を講じること。
7. 大規模自然災害の被災地における公共施設の災害復旧・復興については、十分な

財政措置を講じるとともに、原型復旧に止まらず、将来の災害に備えた防災・減災対策を講じること。